

暴力団追放対策講習会の開催



会場一杯の講習会参加者



会長挨拶

近年、暴力団排除機運の高まりと暴力団対策法、暴力団排除条例に基づく強力な施策展開によって暴力団は社会から孤立しつつありますが、民事介入暴力、金融、不良債権関連事犯などによる資金源活動は社会経済情勢の変化に対応して一層多様化、巧妙化の傾向を強め、市民社会、建設業界においては依然として大きな脅威となっています。

こうした暴力団の現状をよく認識した上で、電設業界として不当要求等に屈しない暴力団への対応を継続していくため、平成26年度暴力団追放対策講習会を平成26年11月13日（木）午後2時から姫路・西はりま地場産業センターにおいて開催しました。

初めに「シャットアウト・不当要求に対する対応要領」と題するビデオで不当要求とそれに対する企業としての防衛策に関する模範例を学び、企業の取引から暴力団を排除するための企業統治のあり方を認識した上で、公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター専任講師の西本道行氏から「暴力団情勢と不当要求対応要領について」をテーマに講演いただきました。

西本講師は平成21年に兵庫県警察を退職された県警のOBで、幾多の暴力団犯罪の事件指揮を取り、解決に結びつけるなど暴力団対策に極めて精通されており、具体的な犯罪事案を交え、豊富なご経験に根ざしたお話をいただきました。

この講習会には、会員企業から97名が出席し、暴力団の現状、暴力団排除条例の意義、不当要求の実態とその対応要領などについて、改めて研修する機会となりました。



西本講師講演



ビデオで学ぶ